

平成28年度東京都障害者スポーツ地域開拓推進事業に係る補助金交付要綱

平成28年4月1日

27才推障第283号

(通則)

第1 この要綱は、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）に対する平成28年度東京都障害者スポーツ地域開拓推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この事業は、障害のある人が身近な地域でスポーツに親しめる環境を実現することを目指し、地域における障害者スポーツの場の拡大及び地域の各主体による障害者スポーツ事業の自立的な企画・実施を促進するために必要な支援を総合的に実施する地域開拓推進員を配置することにより、もって地域における障害者スポーツの普及振興に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 障害者スポーツ開拓推進事業

- ア 地域における障害者スポーツの取組の現状、課題及びニーズに関する情報収集及び情報提供を目的とした訪問等の実施
- イ 地域における障害者スポーツ教室等の実施に係る企画立案
- ウ その他目的達成に必要な事業

(2) 障がい者スポーツ指導員等派遣事業

- ア 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者（以下「障がい者スポーツ指導員等」という。）の派遣
- イ その他目的達成に必要な事業

(3) 障害者スポーツ用具貸与事業

- ア 地域における障害者スポーツの普及振興に必要な用具の購入、保守及び貸与
- イ 地域における障害者スポーツ事業の実施に必要なバリアフリー機具等の貸与
- ウ その他目的達成に必要な事業

なお、貸与用具は別表1に掲げるものを最低限備えることとする。

2 1 (2)に定める事業の対象は、東京都が実施する「2020年オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業」の対象事業を除くものとする。

(補助事業の実施期間)

第4 第3に定める補助事業の実施期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費は、第3に定める補助事業の実施に必要な経費とする。

なお、補助対象経費細目については、別表2のとおりとする。

(補助金の交付額)

第6 この補助金の交付額は、第5に定める補助対象経費から、補助事業に係る雑収入等を差し引いた額とし、予算の範囲内において補助する。

(補助金の交付申請)

第7 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、東京都知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

- (1) 実施計画書及び収支予算書
- (2) 協会の平成27年度事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款及び役員名簿
- (4) 印鑑証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8 知事は、第7の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定書(別記第2号様式)により、協会に通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

(申請の撤回)

第9 協会は、第8の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第10 知事は、この補助金の交付の決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 1の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。

(補助金の請求)

第11 協会は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(別記第3号様式)を知

事に提出しなければならない。

- 2 知事は、1の請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(補助金の交付時期等)

- 第12 この補助金は、協会の事業計画及び事業執行状況に応じて四半期ごとに年4回交付するものとし、概算払いとする。

(承認事項)

- 第13 協会は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

- 第14 協会は、第13の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

- 第15 知事は、第14の申請を受理した場合において、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書(別記第5号様式)を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書(別記第6号様式)によりその旨通知する。

(事故報告)

- 第16 協会は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第17 協会は、原則として四半期ごとに補助事業の実施に関して状況報告書(別記第7号様式)を提出しなければならない。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助事業の遂行命令等)

- 第18 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、協会に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。
- 2 協会が1の命令に違反したときは、知事は補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第19 協会は、補助事業が完了したとき又は第13(3)の規定により補助事業の廃止を承認されたときは、一箇月以内に実績報告書(別記第8号様式)に補助事業の成果及び収支計算(補助金に係る収支計算を含む。)に係る書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第20 知事は、第19の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書(別記第9号様式)により、協会に対し通知する。

(是正のための措置)

第21 知事は、第20の規定による審査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、協会に対し当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

2 第19の規定は、1の命令により協会が必要な処置をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第22 知事は、補助金の交付決定を受けた協会が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、第20の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第23 知事は、第10又は第22 1の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第20により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金)

第24 協会は、第22 1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた

額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 1の規定により違約加算金を納付する場合において、納付した金額が返還を命じた補助金の金額に達するまでは、納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第25 協会は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 1の規定により延滞金を納付する場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第26 協会は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 1の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿等の整理保管)

第27 協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を備え、経理の状況を常に明確にしておくとともに、当該帳簿その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第28 この補助金の交付に関しては、この要綱の定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 平成28年度 障害者スポーツ用具貸与事業 用具一覧

種目	用具
陸上競技	レース用車椅子
	レース用車椅子体験補助具
	スラローム用車椅子
	ターボジャブ300g
	ターボジャブ穂先
	ビーンズバッグ
卓球	STTボール
	ラケット(ペン/ユニバーサル)
	ラケット(シェイク/ユニバーサル)
	ラケット(STT)
フライングディスク	ディスク
	アキュラシーゴール
車いすバスケットボール	バスケット用車いす(大)
	バスケット用車いす(小)
	ジャンボリングゴールST600
精神障害部門バレーボール	ソフトバレーボール
グラウンドゴルフ	ビギナーズクラブ・樹脂ボール
	車いす用両手打ちクラブ
	歩行補助具兼用クラブ
	3段スライド8ホールセット
	クラブバック(6本用ケース)
ゴールボール	ゴールボール
スポーツ吹矢	軽量グラスファイバー1本筒入門セット
バドミントン	簡易ネット
ブラインドサッカー	ボール
	アイシェイド(Aタイプ)
ボッチャ	ボッチャセット
	ランプ
ユニカール	ジュニアセット
	スタンダードセット
ティーボール	セット(台、ボール、バット)
	ボール

種目	用具
ドッジビー	ディスク(270)
	ディスク(235)
	ディスク(200)
	ディスク(600)
	持ち運び用メッシュバッグ(270)
	ディスクゲッター
	ディスクゲッター・フープ
	ディスクゲッター・ゴール
ショートテニス	ラケット
	ボール(ダース)
	簡易ネット
フロアーホッケー	一式
	一式(ゴールなし)
	ミニゴール
	コーナープレート
	パック
卓球バレー	セット(ネット、ラケット、ボール)
	リペットバトン
ブラインドテニス	ボール
パラバルーン	パラバルーン3色コンビ(直径8m)
	パラバルーン3色コンビ(直径6m)
	エアボールラウンド120
太極柔力球	ラケット&ボールセット
アンダーゴルフ	セット
ストレッチボール	ハーフ
バランスクッション	ディスク型
バランスボール	バランスボール
ノルディックウィーキング	ボール
ストレッチ	ストレッチ用ゴム
スポーツチャンバラ	短刀
	面
ハンドアーチェリー	セット
トランポリン	トランポリン
補助用具	パワードボイス
その他	障害者スポーツ普及啓発パネル

別表 2

補助対象経費細目一覧表

第 5 に定める補助対象経費の細目は以下のとおりとする。

区分	細目
管理運営経費	人件費、法定福利費、賃金等
事業運営経費	旅費、印刷製本費、諸謝金、保険料、消耗品費、 備品購入費、修繕費、委託費、通信運搬費、会議 費、使用料及賃借料、その他事業に要する経費